

あなたのお給料

最低賃金



すべての労働者
すべての使用者に適用される
毎年 チェック
しよう! ☒
改定されます

2025年11月21日から

三重県 の地域別
最低賃金は

1,087 時給
円

午後10時～午前5時に勤務する
場合、深夜割増25%を加算

1,359 時給
円



※深夜(午後10時～午前5時)に
勤務する場合、少なくとも25%
の割増賃金が加算されます。
「深夜割増」以外にも「時間外
割増」や「休日割増」が加算さ
れるケースがあります。詳しく
は、連合へご相談ください。

都道府県
ごと **法律**で
決められています

- ✓ 最低賃金は、毎年、
都道府県ごとに見直されます
- ✓ 会社は、最低賃金額以上の
賃金を支払う義務があります
- ✓ 最低賃金額を下回る賃金は
法律違反となり、下回った場合、
差額を請求できます
- ✓ パートタイマーや学生バイト、
臨時、嘱託など
雇用形態や呼称に関係なく、
原則**すべての労働者と
その使用者に適用**されます
- ✓ お給料が月給制でも適用されます

未済? 下回る

無効 差額請求 違反 できます



最低賃金より低いかも? と思ったら...

なんでも労働相談ホットラインへ



24時間・15言語で
サポートします!

労働相談チャットボット
「ゆにボ」



0120-154-052

い こう よ れん ご う に

スマホ・携帯 OK



日本労働組合総連合会三重県連合会(連合三重)

〒514-0004 三重県津市栄町1-891 三重県勤労者福祉会館内

<https://rengo-mie.jp>

連合三重



あなたの最低賃金月給でも適用されます

基本給+諸手当が対象!! 今すぐチェック

STEP 1 確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象 基本給 + 諸手当

対象でない 一時金（ボーナス）／残業代／精皆勤手当
通勤手当／家族手当／その他臨時の手当

STEP 2 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

☒ 時給の人

時給額 そのままでOK!

☒ 日給の人

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

☒ 週給の人

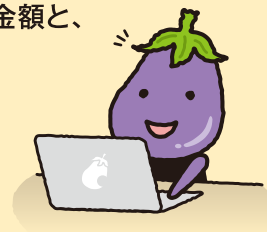
週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

☒ 月給の人

月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

☒ 歩合給の人

連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください



STEP 3 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは大丈夫？
ウェブでチェック!



「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…
なんでも労働相談ホットラインへ!



日本労働組合総連合会三重県連合会(連合三重)



0120-154-052

いこうよ れんごうに